

IV 台湾における債務整理制度の改革

許 士 宦

一 民事手続制度の最後の改革

今日報告する債務整理法草案の関連規定は、重大な意義を有するといえる。これは、台湾における民事手続制度の改革に関係しており、民事司法制度の画期的な大改革の最後の構図を完成するからである。1996年に強制執行法（民事執行法）の全面的な改正が行われ、1998年に新仲裁法が制定され、1999年から2003年にかけて民事訴訟法が全面的に改正され、2005年に非訟事件法も全面的に改正され、さらに知的財産事件審理法および家事事件法がそれぞれ2007年および2012年に新たに制定された。債務整理制度の改革状況については、消費者の経済生活の再建のため、2007年に消費者債務整理条例（=法律）が制定され、また2012年に上記の条例の再改正が行われた。これによって、多重債務を負っている消費者は、所定の更生または清算手続を通じて、経済生活の再建を図ることができる。統計資料によると、清算事件においては、債務者の約50%が免責を得られ、更生事件においては、債務者の80%は、更生手続後、その更生計画が裁判所の決定によって認可される。これによってその経済生活が再建されるから、消費者の債務整理問題は、ある程度解決することができるに至っている。しかしながら、消費者のほか、事業を営む事業者個人や企業の債務整理については、現行の会社法および破産法のもとでは、機能していない。統計資料をみても、2004年から2013年までの10年間、会社が解散・清算

される件数は、最近の6年間では毎年4000件以上あり、他方、この10年間裁判所が許可した会社更生事件が23件、破産宣告事件が398件、和解の申立てについて許可されるのが僅か6件である。このように、台湾においては、中小企業や大手企業を問わず、経営難に陥った場合、裁判所の債務整理手続を通じて解決を図ることが、ほとんど不可能に近い。各種の金融危機や経営難の時期に、これは、台湾の経済発展に重大な影響をもたらしている。債務整理制度は、社会経済の基盤であり、清算されるべき事業についてできるだけ早く清算させて、債権者が一日も早く更生し、これによって社会上に限られる物的資源・人的資源を有効に利用することができるようにする必要がある。

1993年に、司法院は破産法研究改正委員会を設立し、法改正の作業を開始させ、2004年に破産法改正案の第一草案を提出したが、国会議員の改選または新国会の審議の必要などにより、上記草案は司法院に差し戻された。その間に、クレジットカード債務をめぐる問題などが多発し、司法院は、消費者債務整理条例草案を制定し、また2009年に破産法改正案の第二草案を、さらに2014年12月には破産法改正案の第三草案を提出し、改正案を債務整理法という法案名に変更し、2016年4月に行政院と連名で立法院に法案の審議を求めた。債務整理法の基本構造については、まず自然人と企業との債務整理に分けられる。消費者も自然人であるが、消費者債務整理条例の適用対象は、5年以内に営業活動や小規模の営業活動を行ったことのない者に限り、その他の自然人は適用対象外になり、またすでに言及したように、自然人個人はほとんど現行破産法の和解や破産手続を通じて更生することができない。そこで、消費者以外の自然人も和解や破産手続を利用し、その経済生活を再建しうることができるようにすることが、直面する課題である。これに対して、中小企業や大手企業が、会社更生、和解や破産手続を利用して、その事業を再建し、または各債権者に公平に弁済することについては、現行法制は機能していないため、これらの問題が、改正案によってまず解決すべき主要な課題である。しかし、自然人と企業の債務整理

は異なり、自然人は人格消滅の可能性がなく、その生活および人格が継続されるべきであり、かつ自然人の破産は、過度の消費のほかにも事故など他の原因がありうる。自然人は健康的ならば、多少収入を有し、弁済の能力を有しており、かつその債務が企業の債務に比べて膨大なものではないなど差があるため、自然人の債務整理と企業の債務整理の法理・構造は異なるはずである。企業の債務整理でも、大規模と小規模の企業に分けられるべきである。大企業については資本額が巨大であり、その債権者および従業員も多く、中小企業の債務整理とは異なる処理がなされるべきである。台湾においては、私法人のほかに、公法人でも財政難の状況がみられる。地方自治体などの公法人およびその他の公法人は、多重債務を負った際には、法によって処理すべきである。ほかには、国際的な債務整理事件、たとえば、債務者が台湾に在住しているが海外に財産を有するケース、債務者が海外に在住しているが台湾に資産を有するケースなどは、国際化の問題に関係する。旧破産法は属地主義をとったが、国際潮流に合わないことから、国際的な債務整理も検討すべき問題である。改正案は、上記の問題に関してすべて対処したものであり、1935年に制定された破産法については80年間で最大の改革であった。また、更生手続は、1966年に会社法のなかに定められてから、50年間で最大な改革であった。債務整理法の制定は、法典の再制定であり、あらゆる民事手続法のなか、制度改革の規模が一番大きく、改正の幅が最大な新たな法典である。

二 企業債務整理制度の改革

1. 工・商業会和解手続の拡充

改正案における企業債務整理制度においては、和解・破産・会社更生が裁判所において処理される債務整理手続に属する。債務整理事件が裁判所に係属する前に、裁判外の債務整理手続を経なければならないのか。改正案は、商業会の和解を保留し、工・商業会の和解を拡大させた。これは、

裁判所外の債務整理手続であり、消費者債務整理制度に類似している。消費者債務処理手続は、裁判所が処理する前に、金融機関との交渉、または裁判所・市町村の調停委員会の調停を経なければならない。これらは、消費者債務整理条例によると、前置手続とされ、かかる前置手続を経ずに、裁判所における更生や清算手続を申請することができない。しかし、企業の債務整理は、前置手続をとっておらず、すなわち工・商業会の和解を行うかどうか、債務者によって選択される。債権者は、それを利用しようとしなければ、直ちに裁判所に和解・破産や更生手続の開始を申請することができる。もし工・商業会の和解を利用しようとするならば、債務整理の目的をできるだけ有効・専門的かつ迅速に達成させる。そこで、改正案は、特別な制度を設けている。たとえば、工・商業会が和解の申請を受理すると、すべての一般債権者は、手続規定により権利を行使し、債務者の財産に強制執行することができない。ただし、担保のある債権・優先権のある債権および公法上の債権は、これによって制限されない。債務者にその事業を再建させるために、担保物権を有する者が担保物を競売する際に、債務者はその価額を支払うことによってその担保物権を消滅させ、重要な資産の喪失による継続経営不可能を避けることができる。また、工・商業会の和解は専門的和解制度をとっており、すなわちかかる和解手続については、弁護士・会計士などの専門家は、債務者が和解案を提出することに監督・協力する。そして、工・商業会和解は司法審査を受け、和解案が主席によって署名された上で、管轄裁判所の決定による認可によって初めて効力を生じる。裁判所によって事後的に監督・審査が行われ、和解手続および和解案の公正性および合法性ならびに妥当性の確保がはかれる。和解案は裁判所の決定による認可によって初めて効力を生じる。債務者が任意に履行しなければ、和解案を執行名義として、裁判所に強制執行の申請をすることができる。債務者が債務を履行しないときは、債権者は、裁判所に債務者の破産手続開始を決定することを申請することができる。そこで、裁判所外の債務整理および裁判所による債務整理の両者が連

携し、裁判所外の債務整理手続をできるだけ成功させるように努め、もし成功できなければ、迅速に裁判所による債務整理手続に移行させて処理する必要がある。

2. 和解・破産および更生手続の再編

(1) 基本原則

改正案は、和解・破産および更生など裁判上の債務整理手続を再編し、その全体的な制度設計は、以下のいくつかの基本原則に基づく。第一には、複数手続型をとり、単一の手続型ではなく、この点でフランスやドイツの制度と異なっている。なぜ複数手続型をとるのか。手続の申請者たる債権者や債務者が、清算型の破産または再建型の和解・更生を選択するものとし、このような選択権を付与することによって、裁判所や債権者会議が最後にいずれの手続を選択するかが予測できないために、解決の時機を逸失してしまうことを回避できる。また、異なる目的のために異なる手続で対処する制度設計が比較的容易に処理でき、仮に現行制度の三つの手続を一つの手続にすれば、法改正の幅が広すぎる恐れがある。上記の考慮に基づいて、複数手続型の手続、すなわち和解・更生を維持して再建型債務整理手続とし、原則上事業を継続的に存続させ、また将来の事業の収益を債権者への弁済原資とする。破産は、清算型債務整理手続に属し、債務者の財産、すなわち破産財団の財産は、管財人に移管されて売却されて、その金銭が公平に債権者に分配される。

第二には、複数手続のいずれが利用されるかについては、債務者によって、場合によっては債権者によって選択される。第一レベルの手続選択権は、債権者や債務者が申立てをするときに行使される。第二レベルの手続選択は、裁判所によって決定される。同一の債務者は二種類以上の手続の申請がある場合に、たとえば規模の大きな会社について、債務者や多数債権者の異なる意向によって、更生・破産または和解の申立てが同時に存在する場合には、関係者の意見が一致していなければ、どの手続の採用によ

って、債務者・債権者全体そして社会経済にとって一番役に立つのか、裁判所によって判断される。もし裁判所の決定によって破産手続が開始されてから、債務者や管理者が、再建を行うことが妥当であると認める場合、「調協」を申請することができる。「調協」法案が債権者会議によって可決され、また裁判所による認可を受けることにより、破産から再建型手続に移行される。もし裁判所の決定によって和解や更生手続が開始されたが、債権者会議は和解案に同意せず、または関係者会議が更生案を可決しなければ、破産手続に移行して処理される。また、和解手続の進行中、債権者会議が同意しない可能性を考慮し、一般債権者の利益に合致するときは、裁判所に更生手続への移行を申請することもできる。原則として手続一元化の精神をとっているが、手続移行制度も保留しており、これによって、どの手続によって債務整理を行うのか、第三レベルの手続選択は、債権者会議または関係者会議によって決定される。

第三には、事件類型化処理、すなわち、自然人のために設計される簡単な破産手続のほかには、企業のための債務処理、会社の規模によって、異なる処理が必要とされる。台湾においては、中小企業が多く、活力はあるが急速な競争に直面しており、そのために簡易迅速な和解手続が設計されている。これに対して、規模の大きな企業のために、強力な更生手続が設計されている。和解と更生は、以下の点で異なる。第一には、和解手続はあらゆる債務者に適用され、更生手続は、資本金1億台湾ドルに達している私法人のみに適用される。第二には、和解手続が監督型の自己管理制度であり、和解手続が開始された後も、債務者はその財産の管理処分権および業務経営権を保有し、監督人による監督を受ける。これに対して、更生手続は管理型制度であり、更生手続が開始されてから、債務者の財産の管理処分権および事業経営権が管財人によって行使される。中小企業の債務整理は、元の債務者によって経営を継続させるのが妥当であり、またほかの適当な代替人を簡単に見つけることができない。これに対して、規模の大きな企業の債務整理は、元の経営者によって経営を継続させれば、損失

を生じる可能性があるから、専門知識・経営経験をもつ者に管理者として、その財産・業務を管理・運営させる。

第四に、処理の対象範囲も異なる。和解手続を迅速に進行させるために、処理する債権は、普通債権に限られ、担保権や優先権をもつ債権者は、和解手続に強制的に参加させない。しかし、更生手続は強力な再建型手続であり、債権の担保や優先権の有無を問わず、更生手続による権利行使が要請される。和解手続においては、債務者の社員・株主は手続に参加しない。これに対して、更生手続においては、債務者の社員・株主も関係者会議に参加し、もし債務者の財産の余剰があれば、社員・株主は議決権を有し、余剰がなければ議決権を有しない。このように、比較的簡単迅速な和解手続と、比較的複雑かつ強力な更生手続は、それぞれ中小企業及び大手企業に利用される。当然ながら、規模の大きな企業の経営者は、経営を継続させるために、和解手続も申請することができる。ただ、和解手続の効力は、更生手続の効力のように強くない。最初に和解手続を選択しても、その後継続困難になり、たとえば担保権者が協力しない場合、更生手続への変更を申請することができる。そこで、類型化処理とはいえ、手続の移行の余地が残される。従来の和解・破産・更生などの三種類の債務整理手続を新たに組み合わせ、各事件の類型に対処し、段階的な需要に応じて柔軟に運用することができるといえる。すなわち、手続開始後、債務整理の目的を達成することができ、清算方式によって、債務者の財産を売却し、債権者に公平に弁済し、または再建型の手続によって、債務者の事業の経営を継続させることになる。

(2) 債務整理実体法の改革

上記の目的に達成するために、債務整理の実体法および手続法について、重要な改革が行われた。一般的な状況で適用される民法は、平時の実体法であるが、債務者は困窮に陥って弁済不能になる場合には、債務整理実体法が、特別法として適用される。各種の権利の性質に応じて、債務整理手続において妥当な処理がそれぞれ行われる。債権者の集団的満足の最

大化および公平の目的を達成するために、債務整理手続において実体的な権利の行使が制限されなければならない。和解・破産や更生手続を問わず、処理される債権は所定の手続によってしか行使できないので、所定の手続のほかには、訴訟・非訟または民事執行手続において権利を行使することができない。債権者は債権を届け出なければ、手続において弁済を受けることができず、また和解案・更生計画が裁判所に認可されれば、免責の効力が生じ、届出のない債権が消滅する。破産手続においては、債務者が免責を付与されれば、届出のない破産債権も消滅する。また、双務契約の解消も定められる。最も重要なのは、担保権を債務整理手続において如何に行使するかである。台湾における企業は、規模を問わず、運営資金を獲得するために、その財産を担保とすることなどによって融資を得ている。債務整理を成功させるためには、清算型や再建型を問わず、担保権の処理が問題となる。そこで、抵当権などの担保権の被担保債権を確保するために、和解および破産手続において「別除権」を付与し、原則として和解手続および破産手続の制限を受けず、平時の手続によって権利を行使する。担保を有する更生債権は、更生手続の制限を受ける。更生手続は、あらゆる債権者を拘束するからである。しかし、和解および破産手続においては、担保権者に手続の進行への協力を促すために、債権の届出を要請し、債務者・管財人・監督人に債務者の財産の関係情報を知らせて、よって担保権の消滅手続を適切にとることができる。清算型の破産手続においては、担保権者が権利の行使を怠って手続の迅速な進行ができないことを避けるために、管財人に強力な換価権を付与し、担保権者に担保権の迅速な行使を要求することができる。もし担保権者が故意に担保権を行使しなければ、管財人が換価権を取得する。また、和解および破産手続においては、債務者や管財人に担保権消滅の請求権を付与する。担保権者は、和解・破産の制限を受けずにその担保権を行使することができることが原則である。しかし、債務者や管財人が財産の価額相当額を提供することにより、担保権が消滅し、その際には財産を移転していないので税金を払う必

要がなく、債務者や管財人の負担を軽減させ、また担保権を有する債権者には、債務者と和解案を成立させ、または破産手続においてその権利を迅速に行使する意欲を生じさせる。更生手続においては、管財人は、裁判所に担保物の価額の鑑定を申請することができ、評価額を提供することによってその担保権を消滅させ、担保目的物を取り戻して、さらにそれを担保として改めて融資を得ることにより新たな資金を取得し、または売却して金銭を取得することができる。

相殺権については、破産手続において、破産債権を等質化する必要がある、あらゆる債権を金銭債権に転換させ、破産財団を売却して金銭に変換して、債権の優先順位によって、同じ順位ならば債権額に比例して弁済するから、相殺権を拡大することができる。しかし、和解手続や更生手続においては、事業を維持継続させることから、債権を等質化する必要がなく、相殺権の行使は、相殺適状にある場合に限り、また債権届出期間中に行われるので、現行の更生手続と異なる。

最大の改革は、債権の優先順位を調整しなおすことである。たとえば、労働者の賃金債権については、労働基準法によって債務者が倒産する前の6ヶ月間の未払い賃金につき最優先で弁済を受ける権利があるが、債務整理手続において、その手続開始前に成立したものは、債務整理債権に属し、その他の債務整理債権と同一の順位で弁済を受けるとされている。こうなると、労働者の生計に重大な影響をもたらすようになるから、改正案は、労働者の上記の賃金債権を債務整理債権ではなく財団債権や共益債権として扱うこととする。すなわち、債務整理手続開始前6ヶ月間の労働者の賃金債権は、労働基準法に定められた方法で優先的に弁済を受けることができなければ、債務整理手続において随時に弁済を受けることができる。また、債務整理手続開始後に生じた、違約金・損害賠償請求権などの債権は、担保権の有無を問わず劣後債権とされ、一般債権が弁済されてから、初めて弁済を受けることができる。また、営業の規範に合わず、またはその他の不利益経営の関係企業間の債権は、担保や優先権の有無を問わ

ず、劣後債権とされる。

(3) 債務整理手続法の改革

次に、債務整理手続法の改革について説明する。その目的は、第一に、手続を利用しやすいものとし、第二に実効的な清算や再建手段を付与し、第三に破産財団を迅速かつ適切に金銭に変換し、和解案や再生計画を容易に成立・認可および履行できるようにすることにある。上記の目的に達成するために、関係機関の権利と責任を強化すべきである。以下においては、和解・破産および更生手続の重大な変革について簡単に説明する。

1. 和解手続 現行和解手続の開始原因が破産原因と同じであるため、和解が再建型手続であるにもかかわらず、経済的に破綻した者しか申請することができない。また、保全手続の関連規定がなく、裁判所の決定による和解許可が出るまで、財産が逸失してしまう恐れがあり、和解が奏功しない。また、債権者会議の可決には三分の二以上の議決権者の同意が必要とされるので、三分の一が反対すれば、和解手続が進行しない。和解案が成立した後は、履行の監督機関が設けておらず、実効性に問題がある。和解債権の存否について、実体的に確定する手続がないため、和解案の履行に影響を及ぼす。現行制度の上記の欠点を改革するために、改正案は、和解手続の開始原因を拡大し、債務を弁済できない恐れがあるときに、和解を申請することができる。保全制度を導入し、債権者の権利行使・債務者の財産処分権は保全処分によって制限される。保全管理人制度を新設し、債務整理が申請されてから開始決定までの間、裁判所は必要と認めるときに、保全管理人を選任し、債務者の財産管理処分権・業務経営権を保全管理人に与える。これによって、その財産及び営業が保全される。また、債務者に強力な更生のための手段を与え、たとえば担保権消滅請求権を付与する。和解は再建型であるが、債務者の法人格の継続を前提としないので、清算型の和解案を提出することもできる。さらに、和解手続進行中、監督委員の同意を経て、裁判所に許可されれば、営業譲渡方式による和解案を作成ことができ、債務整理の目的を達成する。また、和解履行監

督制度を新設し、債務者は和解案を履行していなければ、和解案を執行名義として強制執行することができ、また債権者は裁判所に破産手続への転換を申し立てることができる。これにより今後の和解手続は、迅速・経済的かつ実効的な再建型債務整理手続になる。現在の消費者の更生手続と同様に、将来は和解手続を容易に開始し、提出される和解案は債権者会議で比較的簡単に可決され、裁判所に認可された上で、債務者によって履行されることになる。原則として、計画において10年の履行期間を定めることができるが、履行が困難な場合には、履行期限を2年延長することを申請できる。将来事業を再建しようとする中小企業は、このような再建型和解手続を利用することができる。

2. 破産手続 現行の破産手続の開始原因が厳しく限定され、債務者の中で、その債務を将来的に客観的に弁済することができないものに限って、破産を宣告し、破産財団を換価する。この際に、債権者に与えられる弁済の割合・額が減少する。そこで、改正案は、弁済不能のおそれがあるときに、破産を申し立てることができることと定める。また、破産管財人の財産売却権限を拡大させるべきである。破産手続は債権者のために存在するので、破産財団を全部売却して金銭を得て、それを破産債権者全体に公平に分配するのが主要な目的である。そこで、破産財団は如何に妥当かつ迅速に構成され、管財人が如何に迅速に占有しかつ妥当適切に処分して金銭を得るかが、破産手続の重要なポイントである。そのため、もし債務者が破産財団所属財産を引き渡さないときに、強制執行を行い、管財人は、財産を占有する者に対し関連情報について尋問する権限を有する。破産財団の管理処分については、その価額が台湾ドル百萬元に達していなければ、管財人は裁判所の許可を得る必要がない。換価方法については、競売など適当な方法によって行われ、債権者会議によって決定する必要がない。別除権の目的物に関しては、管財人の売却権の拡大を通じて、破産財団の財産を容易・迅速かつ有効に売却することができる。その他の関連手続は、簡易化された手続によって処理される。たとえば、破産債権の有無

についての判断は、現行破産法は決定手続によって行われるが、その決定は既判力を有しておらず、争いが生じる余地がある。改正案は、決定によって行われるとするが、一審は任意的口頭弁論をとるが、控訴審は必要的口頭弁論とされ、決定が確定すると既判力が付与されるので、破産財団の有無・債権額の如何・優先や劣後債権かなどが、蒸し返して争われることができない。破産財団に対して管財人の負う損害賠償責任、法人に対して法人の責任者の負う損害賠償責任、法人格を濫用する株主が債権者に対して負う賠償責任などの請求は、決定手続によることに改正し、非訟化の審理による。これらの損害賠償請求についてほかの訴訟手続を開始すれば、破産手続を迅速的に終結できない。改正案は、債権者会議の機能を減少する。破産手続の重点は債権者が公平に弁済を受けることにあり、債権者会議は営業の継続、破産財団の売却・管理処分について決定する必要がなく、また売却しにくい財産が債務者に返還されるかどうかということも債権者会議の決議を経る必要がなく、裁判所によって決められる。このほかに、債権者の選出する監査人の権限を縮減し、裁判所は必要と認めるときに監査人を解任することができる。破産手続は、この法改正によって、破産債権を容易に確定し、破産財団を容易に換価し、よって破産手続の迅速・経済的・効率的な進行を促進させることができる。

3. 更生手続 現行更生手続の開始原因が厳しく限定され、再建更生の可能性を開始要件としているので、実体判断を要するために長い時間が必要とされ、よって更生のチャンスが過ぎてしまう。そこで、改正案は、弁済不能のおそれのあることに改正し、財政難・休業または休業のおそれがあれば、再建更生の可能を審査する必要がなく、更生手続を開始することができるとしている。改正案は、多元的な整理方式をとり、すなわち、債務整理の方法は収益弁済型を含み、企業の法人格を継続的に存続させ、再建型の債務弁済計画を提出し、裁判所の認可による更生計画によって弁済を継続する。しかし、再建型の重点は、法人格を存続させることではなく、法人の事業を継続的に維持させるために、必要と認められる場合には、裁

判所の許可を得て、事業を譲渡し、それによって得る価額をすべての更生債権者に弁済する。このほかには、清算型更生計画をとることもでき、更生手続を開始してから、検査人が更生の成功の見込みがないと判断した場合、管財人は裁判所の許可を得て清算型の更生計画を提出することができる。これにより、更生手続を開始した場合でも、債務整理の目的を達成することができる。改正案は、更生方法の選択肢を多様化し、管財人によって提出され関係者会議において可決される更生計画に限らない。手続を開始してから、各議決権の過半数以上の更生債権者および債務者は更生計画を成立させ、自主的に更生方案について交渉して、かかる更生方案は関係者会議によって可決された更生計画とみなされ、裁判所によって認可されることにより、すべての更生債権者を拘束する。すなわち、手続を開始した後も、利害関係者は手続選択権を持ち、必ずしも厳格な更生手続によって行われる必要がなく、手続以外の自主交渉方式による処理を選択することができる。また、決議の方式については、書面による決議を新たに設ける。更生計画がDES方式を用いて、資金の圧力を減少させ、また更生事業が必要とするときに、担保権を予定より早く消滅させることができることなど、更生の手段を強化する。そこで、新たな更生手続は、現行の更生手続よりも容易に開始され、また手続開始後の整理方式が多元化し、管財人の更生手段が一層強力となる。将来的な更生価値のある規模の大きな企業は、上記の更生手続を通じて、その事業を再建することが期待される。

三 自然人、公法人の債務整理および国際倒産の新構築

1. 自然人債務整理制度の完備

前述したように、消費者以外の自然人は、自然人の和解および破産手続のみを利用し、債務を整理する。改正案によって設けられる自然人の和解手続は、消費者の更生手続に類似し、監督委員を選任する必要がなく、司法事務官によって処理することができる。債務者が死亡したときには、そ

の手續は終結したものとみなされる。それは、手續がその経済生活の再建のために設けられるものであり、債務者が死亡すればその必要がなくなるからである。和解案には、自宅借金特別規程を設けることができ、消費者債務整理条例は、2012年の改正によって更生手續のその制度を修正し、改正案は、自然人の和解手續においてもこれを採用する。また、債務者の生活制限を新たに設け、裁判所は、和解案を認可するときに、生活制限規定を定め、債務者の贅沢浪費によって新たな債務整理に陥ることを避けることができる。

自然人の破産について、消費者債務整理のため清算手續を制定した理由としては破産手續が機能していないことがあげられる。従来の裁判所の見解としては、債権者が一人のみの場合や、または債務者が財産なしあるいは財産不足によって手續の費用を納付できなければ、破産を宣告することができない。しかしながら、破産を宣告できない者は、破産免責が適用されないから、救済を必要とする者が救済されないことになる。また、破産財団は膨脹主義をとり、手續開始後、債務者の賃金所得が破産財団に属し、その更生の意欲を低下させ、また破産手續を遅延させることがある。けだし、所得があることにより、破産手續を引き続き進行しなければならないからである。また、現行の免責の範囲に関する規定が不明確であり、破産手續において弁済をうけておらず、または債権を届け出していない場合には、免責の適用があるのか、争いがある。上記の問題が存在しているから、銀行などの金融機関がクレジットカードを氾濫といえるほど発行し、多くの消費者は弁済不能に陥って破産の危機に瀕している。消費者債務整理手續は、この状況を改善しており、改正案は、自然人の破産手續も同様に改革しようとするものである。第一には、破産原因については、従来の弁済不能のほかに、弁済できないおそれがあることまで拡大する。第二には、自然人が破産宣告を申し立てたが諸般の費用を納付できなければ、その費用は国によって立て替え納付がされる。第三には、債権者が一人の場合でも破産宣告をすることができる。第四には、債務者の財産をもって手

続の費用を弁償できない場合には、裁判所は、破産手続を開始し、同時に破産手続を終了させ、直接に破産免責手続を開始する。

ほかには、破産財団の構成については、折衷主義をとり、手続開始後償で取得する財産は破産財団を構成しない。そこで、自然人については手続開始後、労働によって得る収入やその他有償で取得する財産は、自由財産に属する。また、自由財産拡張制度を新設し、裁判所は債務者の申請や職権によって、破産財団のなか、一部の財産が債務者の生活にとって必要不可欠なものである場合にはそれを斟酌し、たとえば債務者が勤務のために車を利用すること、両親・子供の面倒をみる費用・医療費用などによってその貯金の一部を債務者が利用する必要があることなどの場合には、それを破産財団の範囲に属さず債務者に自由に使用することを決定によって定めることができる。債務者が破産宣告を申し立てた後は、生活程度が自動的に制限されなければならない。また、免責制度の合理化のために、改正案は、決定による免責、裁量による免責制度を取り入れ、免責不許可事由および非免責債権については、消費者の清算と同様な処理方法を定める。自然人が消費者ならば、消費者債務整理の清算手続を適用することができる。消費者の資格を満たさなくても自然人の破産手続を利用することができる。そこで、自然人は、債務弁済不能や弁済できないおそれのあるときに、消費者清算手続や自然人破産手続を通じて債務を整理し、債務から解放され、その経済生活を再建できる。このような制度により、多重債務を負う自然人は、経済的再起更生の機会を得ることができる。

2. 公法人の債務整理および国際債務整理の新構築

地方自治体たる公法人は、弁済できないときや弁済できないおそれがあるときに、国からの補助金・税金の収入またはその他の方式によって解決できなければ、債務整理を行なう必要がある。しかしながら、地方自治体という法人は、公共的利益を有し、その破産を宣告することができず、また一般的な和解手続によっても有効に解決することができない。そこで、

改正案は、更生手続に準ずる手続をとり、和解手続を利用するものとする。これについては債務者のみが申請することができる。当該自治体と関連する政務について債務者が自ら処理しなければならない、監督委員は必要的とはされない。監督者を選任しても、その職務内容の範囲は裁判所によって定められる。また、担保や優先権のある債権については、和解手続への参加を要求する。債権者会議が和解案を可決しえなければ、裁判所は権利保護規定を定め、自らそれを認可することができる。裁判所による債務者の財産売却権を拡大し、非公用の財産に属する限り、国有財産法などの法規の制限を受けない。これによって、和解案が比較的成功しやすくなる。県・市町村などの公法人は、債務を弁済しにくいときに、子々孫々の利益を犠牲する必要がない。地方自治体は、必要と認めるときには、公法人の債務整理手続を利用し、その債務を整理する。

国際債務整理制度も、改正案による大改革の一つである。20世紀の末から、欧州、米国やアジアにおいて、多くの国は国際倒産法制について整備したが、台湾も例外ではない。現行の破産法は属地主義をとり、外国の和解や破産手続は、台湾にある債務者の財産に対して効力を生じないが、これは国際協調主義に合致していない。とはいえ、完全な普遍主義をとることもできない。すなわち、外国の債務整理手続は管轄権のある裁判所によってなされるのか、行政官庁について行われるものは国内債務整理法の一般法理に合致しているかが、検討すべきことである。改正案は、制限的普遍主義をとる。要するに、まず、台湾における債務整理手続上の地位については、外国の自然人・法人や非法人団体は、台湾の自然人・法人や非法人団体と同様である。これは平等原則である。また、台湾における債務整理手続は、債務者の海外の財産に効力を発生するかについては、立法理由によると効力を発生するとはいえ、当該外国は台湾の債務整理手続を承認しなければならない。台湾における外国の債務整理手続の効力については、改正案は裁判所の決定による承認主義をとる。また、準拠法を特別に制定し、労働関係に関する外国債務整理手続の効力について、台湾の法律

の適用による方が被用者が有利な場合、台湾の法律を適用し、被用者の権利を保障することにより、労働者保護の政策を貫く。取消権については、権利および取引の安全を保障するために、受益者などの元の国の法律がより有利な場合には、外国債務整理手続開始国の法律は適用しない。ほかには、併行手続をとり、外国において債務整理手続を開始しており、台湾においては債務整理手続を重ねて開始するのか。原則として、必要ではない。同一手続によって進行すれば、裁判所及び利害関係人の労力・時間・費用を最も節約できるからである。しかしながら、台湾における債権者の利益を保護するために、必要がある場合には、台湾における債務整理手続を開始することができる。言い換えれば、第一には、外国の債務処理手続は、台湾における債務整理手続の開始や進行に、支障をもたらさない。第二には、国内手続優先原則であり、台湾の裁判所は台湾国内における手続を開始してから、承認された外国の手続の進行を決定で停止させることができる。例外としては、外国の債務整理手続の方が、台湾の債権者にとってより有利な場合である。もし台湾の債務処理手続がすでに開始しており、外国の手続が承認された場合であっても、当該外国の手続を停止させ、台湾の手続を進行させる。欧州では、国際企業倒産については自動承認制度を採る。日本では、外国の手続が裁判所に承認されてもこれに対し協力をするに過ぎない。台湾の制度は、欧州と日本との両者の制度の間に位置づけられるものといえる。

(本稿は、2015年1月8日に司法院と法務省が主催したシンポジウムで口頭報告し、その後原稿化したものである。報告論文「債務清理制度之新進展」が月旦法学雑誌第240号および第241号に掲載されており、ご参照いただければ幸いである。)